

適格性に関する誓約書について（要旨）

1 趣旨

漁業法改正により密漁対策が強化され、知事許可漁業についても暴力団員等を排除する規定が新たに設けられ、許可等の適格性として以下のいずれにも該当しないこととされました。

- (1) 暴力団員等である
- (2) 法人であって、その役員又は使用人のうちに暴力団員等又は法令遵守の精神に欠ける者がいる
- (3) 暴力団員等がその事業活動を支配する者である

こうしたことから、知事許可漁業の許可等に際して、申請者が暴力団員等でないことを、知事が確認する必要が生じました。

2 対応

- (1) 適格性の確認は、大臣許可漁業にならい、申請者の申告により行う。
- (2) 申告は、別紙案による誓約書の提出により行う。
- (3) 知事は、必要に応じて関係機関へ照会を行う（東京都の場合は、警視庁組織犯罪対策第三課）。

3 備考

許可又は起業の認可を受けた者が暴力団員等に該当することとなった場合は、漁業法において知事は許可又は起業の認可を取り消さなければならないとされています。

(案)

(参考様式)

適格性に関する誓約書

年 月 日

東京都知事 殿

住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）^④

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号、以下「法」という。）第 58 条において準用する法第 41 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに定める以下のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 2 法人であって、その役員又は漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号）第 6 条において定める使用人のうちに法第 58 条において準用する法第 41 条第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する者があるもの
- 3 暴力団員等がその事業活動を支配する者